

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●
»»»»»»»»» 令和7年12月号 «««««««

★令和8年税制改正大綱★

令和8年度税制改正大綱が、12月19日公表されました。3月の通常国会で可決され、実行に移される予定です。

1. 改正の概要

今回の税制改正大綱は、次の6つの項目から構成されます。

- (1) 物価高への対応
 - ①基礎控除等の改正、②税制上の基準額の引上・見直し
- (2) 強い経済の実現に向けた対応
 - ①成長投資拡大、②住宅ローン控除拡充、③NISA の拡充、
- (3) 地方・中小企業の活性化
 - ①全額損金算入の少額資産 40万円未満、②事業承継特例の提出期限 9年9月末
- (4) 納税環境の整備
 - ①非居住者の仲介手数料課税、②高額所得者への課税強化、③貸付用不動産の評価
- (5) 自動車関係諸税の見直し
 - ①軽油取引及び揮発油税の当分の間廃止 ②自動車重量税の特別付加
- (6) 防衛力強化に係る財源確保、教育無償化財源の確保
 - ①所得税に対し 1%の付加税（復興税 1%引下）、②教育資金一括贈与非課税廃止

2. 個人所得税

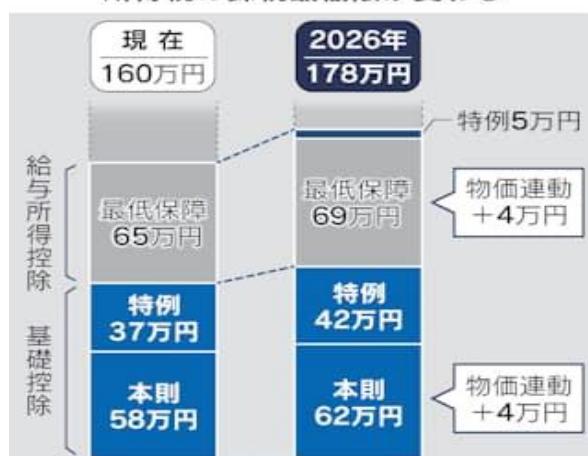
(1) 基礎控除等の引上

- ①基礎控除額を平成8年分から
4万円引上げ 62万円に

- ②基礎控除等の特例

- イ、令和8年分、9年分
 - (イ) 合計所得 489万以下の者
37万円から 42万円
 - (ロ) 合計所得 655万以下の者
5万円
- ロ、令和10年分以後
合計所得 132万以下の者
37万円

所得税の課税最低限が変わる



(合計所得 489万円以下の場合)

③給与所得控除

令和 8 年分より、最低保証額を 4 万円引上げ 69 万円に。

④給与所得控除の特例創設

令和 8 年分、令和 9 年分について、5 万円の給与所得控除特例の創設

(2) 所得控除等の改正 (①~④令和 8 年分以後、⑤令和 9 年分以後)

- ①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件を 58 万円から 62 万円に引上げ
- ②ひとり親の生計を一にする子の総所得要件を 58 万円から 62 万円に引上げ
- ③勤労学生の合計所得要件を 85 万円から 89 万円に引上げ
- ④家内労働者の事業所得計算における必要経費算入額を 65 万円から 69 万に引上げ
- ⑤ひとり親控除を 35 万円から 38 万円に引上げ

(3) 住宅ローン減税の拡充

- ①適用期限の延長・・・令和 12 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合

②新築の対象住宅と適用年分

イ、省エネ基準適合住宅

令和 8 年～9 年の居住

ロ、長期優良、ZEH 住宅

令和 12 年までの居住

ハ、省エネ基準を満たさない

適用なし

③中古住宅の適用年分

令和 12 年までの居住

(注) 増改築を含む。

④控除期間

イ、新築 13 年

(注) 買取再販売住宅 12 年

ロ、中古住宅

(イ) その他の住宅・・・控除期間 10 年

(ロ) その他の住宅以外・・・控除期間 13 年

⑤床面積

床面積 40 m²以上の居住用家屋 (従来 50 m²)

⑥令和 10 年 1 月 1 日以後の建築確認又は 10 年 7 月 1 日以降登記した居住用家屋

一定の ZEH 水準省エネ基準を満たさない場合には、適用除外。

(4) 高額所得者課税の強化

- ①対象合計所得 (給与、配当、譲渡等) を 1 億 6,5 千万円に引下げ (現行 3.3 億円)
- ②所得税の税率を 30% に引上げる (現行、22.5%)
- ③令和 9 年分より適用

新築 (所得税および住民税の控除期間は原則13年)		
	一般世帯	子育て世帯
長期優良住宅・低炭素住宅	4500万円	5000万円
ZEH水準省エネ住宅	3500万円	4500万円
省エネ基準適合住宅	2000万円	3000万円
省エネ基準を満たさない住宅		0円

中古 (同10年→一部13年)		
	一般世帯	子育て世帯
長期優良住宅、ZEH水準省エネ住宅など	3500万円	4500万円
省エネ基準適合住宅	2000万円	3000万円
その他の住宅		2000万円

(5) 青色申告特別控除の見直し

①提出期限までに、損益計算書、貸借対照表、申告書等を e-Tax で申告の場合

現行 55 万円控除から 65 万円控除に引上げ

②①に加え、仕訳帳、総勘定元帳を電子計算機で作成し、電磁的保存の場合

現行 65 万円控除から 75 万円控除に引上げ

③10 万円の青色申告特別控除の対象者から、次の者を除外（適用できない）

イ、2 年前の不動産・事業所得にかかる収入が 1000 万円を超える者

ロ、令和 9 年分より適用

(6) マイカー通勤手当の引上げ

イ、現行の非課税金額月額 38,700 円を通勤距離に応じて引上げ、最大 66,400 円

ロ、駐車料金月額 5,000 円（上限）を非課税とする。

(7) 公的年金控除額の見直し

給与所得と年金所得がある場合、給与所得控除額と年金控除額の合計金額が 280 万円を超える場合、年金控除額からその超える金額を控除します。

(8) 食事代補助の非課税枠の増額

企業が従業員に出している食事代補助について、1 カ月あたりの非課税の上限額を現行の 3500 円から 7500 円に引き上げる。

3. 金融・証券税制

(1) 子ども NISA の創設

①令和 9 年より、ゼロ歳～18 歳未満の子供を対象とした NISA が創設

②毎年の取得金額 60 万円、積立限度額 600 万円、投資対象は投資信託

(2) 暗号資産の譲渡所得課税の見直し

①分離課税となる特定暗号資産

イ、分離課税の対象

金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産（特定暗号資産）を、暗号資産取引業者に譲渡した場合、他の所得と分離した譲渡所得課税（所得税 15%、住民税 5%）。金融商品取引法の改正施行日の翌年 1 月 1 日より適用。

ロ、譲渡損失

その年の特定暗号資産の損益と通算し、控除しきれない金額は 3 年間繰越

②総合課税の譲渡所得となる暗号資産

イ、暗号資産の譲渡得益に関し、譲渡所得の特別控除を控除しない。

ロ、保有期間が 5 年を超えて、所得金額を 2 分の 1 にしない。

ハ、譲渡損失に関し、他の所得と損益通算しない。

(3) 特定法人が発行した社債利子への課税

同族会社の役員が、実質的に同族法人と認められる法人が発行した社債利子を受け取った場合、総合課税の対象となります。

4. 資産課税

(1) 教育資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

令和 8 年 3 月 31 日をもって、教育資金贈与の非課税措置は廃止されます。

(2) 事業承継税制の改正

①個人の事業用資産に係る納税猶予制度

個人事業承継計画の提出期限が 2 年 6 ヶ月延長されます。

②法人の事業承継税制（特例措置）

特例承継計画の提出期限が、令和 9 年 9 月 30 日までに延長されます。

③医業継続の納税猶予制度

イ、適用期限を 3 年延長

ロ、社会保険診療報酬と同一基準で計算される自費患者に、特定外国人患者を含む。

(3) 被相続人等が課税時期前 5 年以内取得・新築した貸付不動産の評価

原則として、課税時期における通常の取引価格で評価するが、課税上弊害がない場合には、評価額 = {所得価額 × (1 + 地価等の変動率)} × 80% とする。

上記の改正は、令和 9 年 1 月 1 日以後の相続に適用されます。

5. 法人税

(1) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入額の引上げ（中小企業）

現行、取得価額 30 万円未満が対象であるが、これを 40 万円未満に引き上げる。

(2) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

①産業競争力強化法に投資計画に関し、経済産業大臣の認可

②生産性向上設備の取得価額が 5 億円以上（大企業 35 億円以上）

③全額の即時償却又は税額控除（7%）が適用

④機械 1 台 160 万円以上、工具器具合計 120 万円以上、建物 1000 万円以上

(3) 試験研究税制の改正

①認定研究開発法人の重点産業技術試験研究費の税額控除制度の創設

②一般試験研究費、中小企業技術基盤強化税制等の適用期限 3 年延長

(4) 給与等が増加した場合の税額控除制度の見直し

①全法人向けの措置は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止

②従業員 2000 人以下向けの措置は、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止

③中小企業向けの措置は、教育訓練費の「上乗せ措置」を廃止する。

(5) その他

①戦略分野国内生産促進税制の見直し

②特別新事業開拓事業者の株式を取得した場合の課税特例制度の延長

6. 消費税

(1) 国境を越えた電子商取引にかかる課税の見直し

①通信販売で資産を海外から購入した場合

消費税の課税の対象となる。

②プラントホームでの取引

指定を受けたプラットホーム事業者が販売したものとみなし、課税

(2) 小規模個人事業者の税額控除の引下げ

小規模個人事業者である適格請求書発行事業者に関し、令和9年及び令和10年に
おいては、納付税額を課税標準額の30%を乗じた金額とする。

(3) 適格発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の引下げ

現行、80%の税額控除を、令和8年10月～令和10年9月まで70%、令和12年
9月まで50%、令和13年9月まで30%とする

7. その他

(1) 国際課税

①グローバル・ミニマム課税

調整後対象租税額の計算上、繰延税金資産及び繰延税金負債はないものとする。

②外国子会社合算制度

解散等の場合の特例創設、ペーパーカンパニー特例の見直し等

(2) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

①防衛特別所得税の創設・・・所得税の1%

②復興特別所得税の改正・・・所得税の1.1%

(3) 企業グループ間取引に係る書類保存の特例創設

関連者（移転価格と同様の関連者）との特定取引（販売管理費等として処理される
取引）に関し、取引にかかる対価算定の資料等の保存が義務づけられます。

★事務所から★

今年1年、経営情報あれこれを御購読いただき、心より感謝申し上げます。来年も引き
続き、経営情報あれこれを配信させて頂きますので、何卒宜しくお願い申し上げます。皆
様、良い年をお迎えください。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)